



資料



資料1

計画策定の経過

| 実施日時 | 実施事項 | 主な内容 |
|-------------------|-----------------------------|---|
| 令和4年 6月17日 | 第1回富士市自殺対策庁内連絡会兼ワーキンググループ会議 | 自殺対策の動向 計画策定スケジュールについて |
| 7月4日 ～7月25日 | 富士市こころの健康と自殺対策に関する市民意識調査 | 市内在住の15歳から89歳までの男女、2,000人を対象に実施 有効回答数984件(49.2%) |
| 10月14日 | 自殺総合対策大綱閣議決定 | |
| 12月 | 関係各課及び静岡県富士健康福祉センターヒアリング | 自殺対策の取組について検討 |
| 令和5年 1月17日 | 第1回富士市自殺対策庁内連絡会兼ワーキンググループ会議 | 市民意識調査の結果について 自殺実態プロファイルについて 関係機関等ヒアリング結果について 計画策定方針について |
| 2月20日 | 第1回富士市自殺対策推進会議 | 計画策定スケジュールについて 計画策定方針について |
| 6月29日 | 第1回富士市自殺対策庁内連絡会兼ワーキンググループ会議 | 前期計画の最終評価について 計画の素案について 計画の目標値について |
| 7月10日 | 第1回富士市自殺対策推進会議 | 前期計画の最終評価について 計画案について 計画の目標値について |
| 10月13日～ 11月14日 | パブリックコメント制度による 意見募集 | |
| 11月22日 | 第2回富士市自殺対策庁内連絡会兼ワーキンググループ会議 | パブリックコメント制度による 意見募集の結果及び意見に対する市の対応について |
| 令和6年 3月27日 | 第2回富士市自殺対策推進会議 | パブリックコメント制度による 意見募集の結果について 計画について |
| 3月末日 | 計画公表 | |

資料2

富士市自殺対策推進会議規則

平成 30 年 3 月 30 日
規 則 第 21 号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市附屬機関設置条例（平成 30 年富士市条例第 7 号）第 6 条の規定に基づき、富士市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、保健部健康政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富士市自殺対策推進会議 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|-----|--------|----------------------|
| 会長 | 高木 啓 | 富士市医師会 |
| 副会長 | 秋山 ひろみ | 東芝キヤリア株式会社 富士工場（産業医） |
| 委員 | 廣中 義樹 | 富士市薬剤師会 |
| 委員 | 久保 伸年 | 静岡県公認心理士協会 |
| 委員 | 丸山 陽一 | 富士市社会福祉協議会 |
| 委員 | 渡邊 初美 | 富士市吉原西部地域包括支援センター |
| 委員 | 佐藤 由美子 | 指定相談支援事業所ゆうゆう（精神障害） |
| 委員 | 市川 恒夫 | 富士市民生委員児童委員協議会 |
| 委員 | 野村 直樹 | 富士市校長会（中学校） |
| 委員 | 服部 英之 | 富士市PTA連絡協議会（中学校） |
| 委員 | 杉山 圭 | 静岡県司法書士会 |
| 委員 | 黒岩 匠 | 富士労働基準監督署 |
| 委員 | 大村 裕二 | 富士商工会議所 |
| 委員 | 杉山 正徳 | 富士警察署 |

資料3**富士市自殺対策庁内連絡会設置要領**

(設置)

第1条 庁内の関係課等の密接な連携及び協力により、自殺対策を総合的に推進するため、富士市自殺対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る情報交換及び啓発に関する事。
- (2) 自殺の調査並びに分析に関する事。
- (3) 自殺対策に係る職員の研修に関する事。
- (4) その他自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、保健部長、副委員長は、保健部健康政策課長、委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会は、委員長が招集する。

2 委員は、代理人を出席させることができる。

3 連絡会には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 連絡会は、第2条各号の事項の推進のため、ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を置くことができる。

2 ワーキングのリーダーは、保健部健康政策課長をもって充てる。

3 ワーキングのメンバーは、副委員長及び委員の属する課等の主幹又は主幹相当職以上の職員のうちから委員長が指名する。

4 会議は、必要に応じて開催することができる。

5 ワーキングは、必要に応じてメンバー以外の者に会議への参加を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会及びワーキングの庶務は、保健部健康政策課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、連絡会で協議して定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度富士市自殺対策庁内連絡会（ワーキンググループ会議）委員名簿

(別表)

| 会議 | 区分 | 職名 | 氏名 |
|-------------|------|------------|-------|
| 自殺対策庁内連絡会 | 委員長 | 保健部長 | 増田 晴美 |
| | 副委員長 | 保健部 健康政策課長 | 押見 賢二 |
| ワーキンググループ会議 | リーダー | 保健部 健康政策課長 | 押見 賢二 |

| 区分 | 所 属 | 庁内連絡会 (課長・室長) | ワーキングG |
|----|----------------------------|------------------|--------|
| | | 氏名 | 氏名 |
| 委員 | 財政部 収納課 | 鈴木 裕子 | 村上 達 |
| 委員 | 市民部 市民活躍・男女共同参画課 | 佐野 友樹 | 海野 彩 |
| 委員 | 市民部 市民安全課 | 萩野 祐司 | 永島ゆかり |
| 委員 | 福祉部 高齢者支援課 | 今村 大延 | 渡邊友紀子 |
| 委員 | 福祉部 生活支援課 | 遠藤 弘夫 | 増田 康彦 |
| 委員 | 福祉部 障害福祉課 | 高木 豊 | 鬼澤 瞬 |
| 委員 | こども未来部 こども未来課 | 本多 直人 | 伊藤 真也 |
| 委員 | こども未来部 こども家庭課 | 沓澤 真弓 | 川島 理香 |
| 委員 | こども未来部 子育て給付課 | 鈴木 里美 | 最上 敏和 |
| 委員 | 保健部 地域保健課 | 大柴 晴美 | 市川 真理 |
| 委員 | 産業交流部 商業労政課 | 岡田 裕一 | 福原 典子 |
| 委員 | 都市整備部 住宅政策課 | 佐藤 修 | 佐藤 弘明 |
| 委員 | 教育委員会 学校教育課 | 斎藤 文徳 | 青木 宏年 |
| 委員 | 教育委員会 社会教育課 (青少年相談センター) | 吉田 和洋 | 芦澤 歩美 |
| 委員 | 中央病院 地域医療連携センター 総合相談室 | 斎藤 洋実 | 江村 宏子 |
| 委員 | 消防本部 警防課 | 箱山 和彦 | 佐野 泰寿 |

資料4

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

最終改正：平成二十八年法律第十一号

第一章 総則（第一条一第十二条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条一第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条一第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条一第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名譽及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における